

契約保証金について（大村市財務規則抜すい）

（契約保証金）

第 9 4 条 市と契約を締結する者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納めなければならない。

2 前項の契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 第 3 条第 1 項に規定するもの
- (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

（契約保証金の免除）

第 9 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 1 0 0 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と公共工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第 1 6 7 条の 5 及び第 1 6 7 条の 1 1 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年の間に本市又は国（公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、災害復旧等の緊急の必要があり、又は契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 官公署及び公共的団体との契約又は電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約を締結するとき。
- (8) 不動産の買入れ、不動産若しくは物品の借入れ、委託その他契約の性質又は目的が競争入札に適しないものの契約を締結するとき。